

Straight away

IFRS bulletin from PwC

01 November 2012

IASB が IFRS 第 10 号を改訂し「投資企業」についての連結の例外を提示

最新の動向

国際財務報告基準(IFRS)第10号「連結財務諸表」の改訂により、多くのファンドや類似の企業は、支配している投資先の連結を免除されることとなります。国際会計基準審議会(IASB)が2012年10月31日にIFRS第10号、IFRS第12号「他の企業への関与の開示」および国際会計基準(IAS)第27号「個別財務諸表」の改訂を公表したためです。この公表は、特にプライベート・エクイティ・ファンドにとってメリットがあります。プライベート・エクイティ・ファンドが当改訂の対象となる場合、支配している投資先を含むすべての投資を公正価値で評価することになるためです。

このガイダンスは、「投資企業」に適用されます。IFRS第10号の改訂では、投資企業を定義し、連結の免除を導入しています。また、IFRS第12号の改訂では、投資企業に要求される開示を定めています。

改訂基準は2014年1月1日以後開始する事業年度から適用され、早期適用が認められます。

ガイダンスの主な特徴は下記のとおりです。

投資企業の定義

企業は、自らの事業が投資企業の定義を満たしているか否かを評価する必要があります。

投資企業とは以下を行う企業をいいます。

「(a) 単一または複数の投資家に投資管理サービスを提供する目的で当該投資家から資金を調達している。

- (b) 自らの事業目的が資本増価、投資収益またはその双方からのリターンを得るためだけに資金を投資することであると投資家に確約している。
- (c) ほとんどすべての投資について公正価値に基づいて測定し、業績を評価している。」

さらに、企業は、一連の典型的な特徴も考慮する必要があります。定義の充足と併せて典型的な特徴を考慮することにより、投資企業か否かを評価する際の明確な範囲を設けることと、判断を認めることのバランスをとることが意図されています。この典型的な特徴とは以下のようなものです。すなわち、複数の投資の保有、複数の投資家の存在、企業の関連当事者でない投資家の存在、株式または類似の形式の所有持分です。ただし、これらの典型的な特徴を1つ以上満たさない場合であっても、企業が投資企業として不適格となるということではありません。

また、下記のような活動を実施している場合でも投資企業として不適格とされることはありません。

- 第三者や自身の投資家に対する投資関連サービスの提供(実質的である場合を含む)
- 投資先に対する管理サービスや財務支援の提供。ただし、これらが別個の実質的な事業活動を表すものではなく、かつ、投資先からの投資収益を最大化する目的で実施されている場合に限る。



連結の例外と投資先の測定

企業は、投資企業として適格である場合、子会社を、IFRS第9号「金融商品」(またはIAS第39号「金融商品:認識および測定」)に従い、損益を通じて公正価値で会計処理することが要求されます。ただし、この唯一の例外として、子会社が自身の投資活動に関連するサービスを提供している場合には当該子会社を連結することが求められます。

投資企業である子会社が支配している投資に関する、非投資企業である親会社の会計処理

自身が投資企業であっても、その親会社が投資企業でない場合があります。たとえば、投資企業である自身のファンドが保険会社に支配されている場合です。この場合、非投資企業である親会社(保険会社)では、支配しているすべての企業の連結が求められます。これには、投資企業を介して支配している企業も含まれます。したがって、自身のファンドの財務諸表において子会社を公正価値で報告している場合でも、保険会社では、そのグループの財務諸表においてファンドの子会社を連結しなければなりません。したがって、公正価値の「ロールアップ」として知られている方法は、非投資企業である親会社には認められません。

開示

投資企業に該当する場合に要求される開示には以下のようなものがあります。

- 投資企業の定義を満たすと決定した際の重要な判断および仮定
- 典型的な特徴を1つ以上有していない場合でも、投資企業であると結論付けた理由

- 各非連結子会社の情報(名前、設立国、所有持分比率)
- 非連結子会社についての投資企業への資金の移転に関する制限
- 事業年度中に非連結子会社に提供した財務その他の支援(契約上の義務がない場合)
- 支配している「組成された企業」についての情報(たとえば、財務その他の支援を提供する契約上の取決め)

影響を受ける企業は?

ファンドやそれに類似した企業の場合には影響があります。投資企業に該当する場合もあれば、該当しない場合もあり得ます。

何をすべきか?

投資企業に該当するか否かを判断するため、ガイダンスを詳細に見ていく必要があります。たとえば、積極的に不動産開発を行っている不動産ファンドの場合、その事業目的が資本増価または投資収益のみであるとはいえないため、投資企業として適格である可能性は低いといえます。一方、有限のファンドで、一連のインフラ子会社の売買または上場のために設立されている場合、投資企業に該当する可能性があります。

投資企業に該当する場合、比較情報の収集を開始する必要があります。会計処理の変更の際してほとんどの場合に遡及適用が求められることになるためです。

This publication has been prepared for general guidance on matters of interest only, and does not constitute professional advice. It does not take into account any objectives, financial situation or needs of any recipient; any recipient should not act upon the information contained in this publication without obtaining independent professional advice. No representation or warranty (express or implied) is given as to the accuracy or completeness of the information contained in this publication, and, to the extent permitted by law, PricewaterhouseCoopers LLP, its members, employees and agents do not accept or assume any liability, responsibility or duty of care for any consequences of you or anyone else acting, or refraining to act, in reliance on the information contained in this publication or for any decision based on it.

© 2012 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details. This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.